

## 匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年6月8日(金)午後3時から午後3時40分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(25名)

1番 佐藤正剛 委員	2番 穴澤久男 委員
3番 塚本繁雄 委員	4番 安藤幸春 委員
5番 大木章寿 委員	6番 佐藤喜巳 委員
7番 石毛甲子男 委員	8番 郡司武幸 委員
9番 今井睦子 委員	10番 石田利之 委員
11番 大木丈雄 委員	12番 伊藤栄治 委員
13番 椎名正和 委員	14番 山崎幸治 委員
16番 久古浩二 委員	17番 大木寛 委員
18番 渡邊弘仁 委員	19番 熱田幸子 委員
21番 太田忠治 委員	22番 菱木信治 委員
23番 大木一夫 委員	24番 石井敏雄 委員
25番 椎名勝英 委員	26番 鈴木正夫 委員
27番 伊藤定夫 委員	

4 欠席委員(2名)

15番 伊藤喜信 委員      20番 川口京子 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 8件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る  
意見決定について 2件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 4件

報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による通知について 1件

(2)利用権の中途解約に係る通知について 1件

その他

6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局) 事務局員3名

7 会議の概要

事務局 ただ今から平成30年6月農業委員会定例総会を開会いたします。

はじめに、太田会長から御挨拶をお願いいたします。

太田会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦労様です。  
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は太田会長にお願いいたします。

議長 本日、出席委員は27名中25名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。

お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。

よって議事録署名委員は、22番菱木信治委員、23番大木一夫委員を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 議案第1号の番号1番、2番、4番及び7番は、利用権設定に関する件であります。番号3番、5番、6番及び8番は、所有権移転に関する件であります。

**【議案第1号、番号1番から8番までを議案書を基に朗読】**

番号1番から8番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番 番号1番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われま

す。

1 8 番 番号 2 番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ  
ます。

1 2 番 番号 3 番と 4 番の譲受人は同一です。譲受人は新たに農地を取得及び賃  
借し農業経営を行うものです。保有する労働力や習得している技術からみ  
ても問題ないと思われま

3 番 番号 5 番と 6 番について、互いの農地を交換し作業の効率化を図るもの  
です。双方とも意欲的に営農しており問題ないと思われま

番号 7 番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われま  
す。

2 4 番 番号 8 番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま  
す。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござ  
いませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、質疑を打  
ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申  
請について」、採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申  
請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明  
をお願いします。

事務局 【議案第 2 号、番号 1 番と 2 番を議案書を基に朗読】

番号1番について、当初事業計画者は、計画しておりました事業の実施が困難となったため、承継者が新たに住宅及び店舗の建築を計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、申請者は、平成30年2月に当初計画の許可を受けましたが、許可後、当初計画申請前に行った申請地の分筆登記に誤りが発覚し、地番表示の訂正をしたため、許可地番を訂正後の地番へ変更しようとするものです。なお、土地利用計画については、当初計画から変更はありません。

議 長 　　ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

11番 　　番号1番について、当初事業計画者は、許可後、家業が忙しくなったため、計画の実行ができなくなったそうです。承継後の事業計画は問題ないと思います。

18番 　　番号2番について、申請地の分筆登記の錯誤による土地の地番表示の訂正に伴い、当初計画で許可を受けた土地の地番を訂正後の地番に変更するものです。当初計画から施設整備に関する事業計画に変更はなく、問題ないと思います。

議 長 　　事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

（質問、意見なし）

議 長 　　議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 　　御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」採決に入ります。

議案第2号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議 長 　　挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【議案第3号、番号1番から4番までを議案書を基に朗読】

番号1番について、太陽光発電施設用地として畑1,070㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、駐車場拡張用地として畑519㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番について、専用住宅及び車庫用地として畑452㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番について、専用住宅及び店舗用地として畑812㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

22番 番号1番について、太陽光発電施設用地として畑1,070㎡を譲り受け、申請地に隣接する山林計7,338㎡と合わせた合計8,408㎡の区域に計画するものです。農地区分は、第2種農地相当と思われます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

11番 番号2番について、申請者は申請地の隣地で葬祭場を経営していますが、既存施設の駐車場が不足していることから、申請地を駐車場拡張用地として計画するものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外事項に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

14番 番号3番について、申請者は妻と市外の賃貸住宅で生活しておりますが、妻の実家近くの申請地を専用住宅及び車庫用地として計画するものです。農地区分は、第1種農地相当と思われますが、例外事項に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

11番 番号4番について、申請者は妻と子2人と市外の集合住宅で生活しています。申請地を申請者家族が生活するための住宅とペットの美容師をしている妻が開業するための店舗の建築を計画するものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外事項に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知が1件、利用権の中途解約に係る通知が1件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。  
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	8件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について	2件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	4件
報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による通知について	1件

(2) 利用権の中途解約に係る通知について  
でありました。

1 件

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。  
また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成30年6月8日匝瑳市農業委員会の定例総会を閉  
会いたします。